

広島市自転車等駐車場(東部地区)指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問 番号	質問	回答
1	参考資料5 管理経費支出内訳(直近3か年)について、「委託料」「水光熱費」「上記以外の内訳」各項目について明細内訳を教えてください。	別紙1～3を御参照ください。 なお、委託業務の契約金額については、現在管理を委託している法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害する恐れのある情報に該当するためお答えできません。
2	過去3か年の「一時利用」「定期利用」各々の施設別・月別利用実績を教えてください。	別紙4を御参照ください。
3	過去5年間の修繕履歴及び内容、費用額を教えてください。	別紙5を御参照ください。
4	現時点、修繕を要する施設及び内容があれば教えてください。又、次期指定管理期間に掛かる修繕があれば教えてください。(※ 駐輪ラックの故障については、修繕後次期指定管理者へ引継がれるのでよろしいですか?)	広島駅北口第二自転車等駐車場の壁面の剥落について、平成30年度以降の修繕を予定しています。なお、駐輪ラックの故障についてはお見込みのとおりです。
5	配置時間、ポスト数について施設別の状況を教えてください。	配置時間は、基本的には広島市自転車等駐車場条例施行規則別表第1に定める供用時間と同じです。人数については、公募要綱を御参照ください。
6	収納の考え方について、「当日分を取りまとめて収納した翌日」とは、1日分を2日午前中にとりまとめ、3日に納付することは可能でしょうか?	金融機関の休業日等を除き、原則として収納事務受託者が取り扱った現金は収納日の翌日までに納付していただく必要があるため、翌々日の納付は認めません。

広島市自転車等駐車場(東部地区)指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問 番号	質問	回答
7	各施設の平成29年度 登録利用申込設定台数と現登録台数、待機台数詳細を施設ごとに教えて下さい。	別紙6を御参照ください。
8	各種保守点検結果報告書(直近のもの)を開示願います。また、特定建築物点検の直近の実施年月日及び結果報告書も併せて開示願います。	本市自転車都市づくり推進課の窓口で閲覧が可能です。
9	駐輪システム及び発券機システムを導入の場合、その設置年月日及びメーカー 仕様を開示願います。	東部地区には導入施設はありません。
10	利用決定通知・納付書・仮登録シール・登録証は、広島市で作成されたものを送付すると考えてよいでしょうか？	全て指定管理者に作成していただきます。
11	利用決定通知・納付書・仮登録シール・登録証を指定管理者が作成する場合、様式(規格)が決まっているものがありましたら教えてください。	納付書(領収済通知書、領収証書)については、市の財務会計システムに対応した専用帳票である必要があります。様式及び規格については、別紙7を御参照ください。なお、毎年度当初の納付書印刷時や、印刷機器等を変更した際には、OCR読取テストを実施し、読取可能であることを確認する必要があります。 納入通知書上部に印刷している利用決定通知書の記載内容等及び仮登録シール、登録証については、必要に応じ変更可能です。
12	「利用料金の納付確認は、広島市が送付する領収済みデータの照合により行う必要がある」と記載されていますが、領収済みデータはどのような形式で発行されるのですか？	領収済データは、領収済通知書のOCRラインやパンチ箇所を204桁の数字・スペースに変換したテキスト形式のデータの拡張子を外したものを、汎用ソフトのアタッシュケースで圧縮・暗号化し、送付します。それぞれの桁の内容は別紙8のとおりで、OCRの末尾11桁(自由エリア)の内容で納付者を特定します。

広島市自転車等駐車場(東部地区)指定管理者応募要領に関する質問と回答

質問番号	質問	回答
13	システム登録利用事務をシステムにより実施する場合、システム開発は指定管理者が行うこととされていますが、システムの基本仕様(機能)を教えてください。	現指定管理者が使用しているシステムは各指定管理者が独自に開発したものであり、現在管理を委託している法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害する恐れのある情報に該当するため、仕様の公表はできません。必要に応じて次期指定管理者で構築してください。 なお、現在の指定管理者が利用しているシステムは、登録利用申請者情報の管理、登録利用者の抽選、本市の所定様式に対応した利用決定通知書・納付書の発行、領収済データの読込及び収入消込、料金未納者への督促状の発行、登録利用キャンセル待ち情報の管理、各種データのCSV出力等の機能を有しています。
14	過去3年間の各駐輪場の自転車、原付バイク、自動二輪の一時利用数及び登録利用数を教えてください。	別紙4を御参照ください。なお、原付と自動二輪の別は把握していません。
15	過去3年間の各駐輪場の自転車、原付バイク、自動二輪の減免台数及び減免金額を教えてください。	別紙9を御参照ください。なお、原付と自動二輪の別は把握していません。
16	管理業務の第三者委託について (1)配置人員の一部を第三者に委託することは可能ですか？ (2)その場合、一時利用料金等の公金收受業務に就くことは認められますか？	(1)管理業務の一部を委託することは可能です。ただし、その場合は、本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。 (2)駐車料金の収納及び還付事務(公金收受業務)については、別途広島市と指定管理者で委託契約を締結しますが、当該事務は再委託することができないため、当該事務を含めた配置人員を計画してください。